

女川原子力発電所における自主点検作業
の適切性確保に関する調査計画書

平成14年9月

東北電力株式会社

- 目 次 -

1 . 目的	1
2 . 自主点検作業の適切性確保に関する調査	1
3 . 社内体制 , 不正防止策確立に関する調査	2
4 . 調査体制	3
5 . 調査工程および結果の報告	4
6 . 添付資料	4
(1) 記録類の照合	5
(2) 自主点検作業の適切性確保に関する総点検体制	6
(3) 自主点検作業の適切性確保に関する総点検工程	7

1. 目的

原子力安全・保安院からの指示「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成14年8月30日付け,平成14・08・30原院第1号,原子力安全・保安院)に基づき,以下について確認する。

- (1)女川原子力発電所におけるこれまでの自主点検作業が適切に実施されていたか,客観的証拠に基づき確認する。
- (2)自主点検が適切に実施されるために十分な社内体制や不正防止策が確立されているか確認する。

2. 自主点検作業の適切性確保に関する調査

(1) 調査範囲

調査対象設備は,定期検査報告書に記載されている設備を対象とする。

具体的には,原子炉本体,原子炉冷却系統設備,計測制御系統設備,燃料設備,放射線管理設備,廃棄設備,原子炉格納施設,非常用予備発電装置および蒸気タービン設備を対象とし,点検・検査・改造工事および事故・故障等の水平展開に係る点検の記録に関し調査を行う。

(2) 調査期間

調査は,原子炉圧力容器および炉内構造物については最近10年間の点検結果について,原子炉冷却材圧力バウンダリ内の機器および非常用炉心冷却設備については最大10年前まで遡った至近の点検結果について行う。また,その他の設備については前回定期検査時の点検結果に対して調査を行う。

(3) 調査記録

- a. 当社が作成した検査成績書(定期検査成績書,自主検査成績書等)
- b. 当社保有の工事報告書
- c. 工事施工会社保有の工事報告書
- d. 工事施工会社保有の点検記録

(4) 調査方法

a. 調査手順

(a) 調査対象工事の抽出 (添付資料 - 1 参照)

調査対象工事に係わる当社保有の定期検査成績書 , 使用前検査成績書および工事報告書ならびに工事施工会社が保有する工事報告書および点検記録を抽出する。

(b) 記録類の照合

・ 抽出した記録類の内容を確認し , 記録間の記載に矛盾 , 重要な情報の削除がないか調査する。

・ 記録類を関連法令等に照らし合わせて , 工事計画の認可または届出を行わず工事を実施していないこと , 技術基準適合維持義務に違反していないことおよび報告義務に違反していないことを調査する。

(主な関連法令)

- ・ 電気事業法
- ・ 原子炉等規制法
- ・ 原子力発電設備の技術基準
- ・ 電気工作物の溶接の技術基準
- ・ 大臣通達による軽微な故障等の報告基準

(c) 結果の記入

上記調査内容については , その結果について記録する。なお , 疑義・問題点が生じた場合には , その内容について具体的に記述する。

3. 社内体制 , 不正防止策確立に関する調査

(1) 調査範囲および項目

至近の定期検査における以下の項目を点検する。

- a. 社内体制の確立状況
- b. 不正防止対策の確立状況

(2) 調査方法

a . 自主点検作業が適切に実施される体制にあることの点検

(a) 自主点検作業に係る社内体制について

発電所の保安に関する組織は原子炉施設保安規定に定められ、また、業務内容は、社内規程基準類に規定されている。したがって、これらに則って、自主点検作業が適切に実施される体制であることを確認する。

(b) 実際の自主点検作業の確認

自主点検作業が適切に実施されるため、関係する業務内容が社内規程基準類に規定されていることを確認する。

．自主点検作業を計画～実施～検査・試験～評価～記録保管等の各段階の業務内容をフロー図として整理し、品質保証等の観点から必要な事項が盛り込まれていることを確認する。

．実際の自主点検作業について、当社保有の報告書等の点検をフロー図に基づき実施し、ルールどおり運用されていることを確認する。

b . 不正防止策の点検

(a) JCO事故等の過去事例を参照し、対策として実施している活動のうち、今回の事例の観点で対応すると考えられる項目の抽出を行う。

(b) 抽出された項目の現状確認・点検を行う。

(c) 東京電力(株)の原因・対策を参考とし当社への反映を検討する。

4 . 調査体制 (添付資料 - 2 参照)

調査は「原子力自主点検調査委員会」(平成14年9月6日設置)の下に設置した「調査チーム」が行う。

5．調査工程および結果の報告（添付資料 - 3 参照）

（1）自主点検作業の適切性確保に関する点検

平成15年3月を目途に点検を行い、その結果を原子力安全・保安院に報告する（最終報告）。ただし、原子炉圧力容器および炉内構造物については、平成14年12月を目途に点検および報告を行う（中間報告）。

なお、点検の過程において万が一、不正の疑義がある事案を発見した場合は、直ちに原子力安全・保安院に報告する。

（2）社内体制、不正防止策確立に関する点検

平成15年3月を目途に点検を行い、その結果を原子力安全・保安院に報告する（最終報告）。また、東京電力（株）の原因・対策が明確になった時点で当社への反映を検討する。

6．添付資料

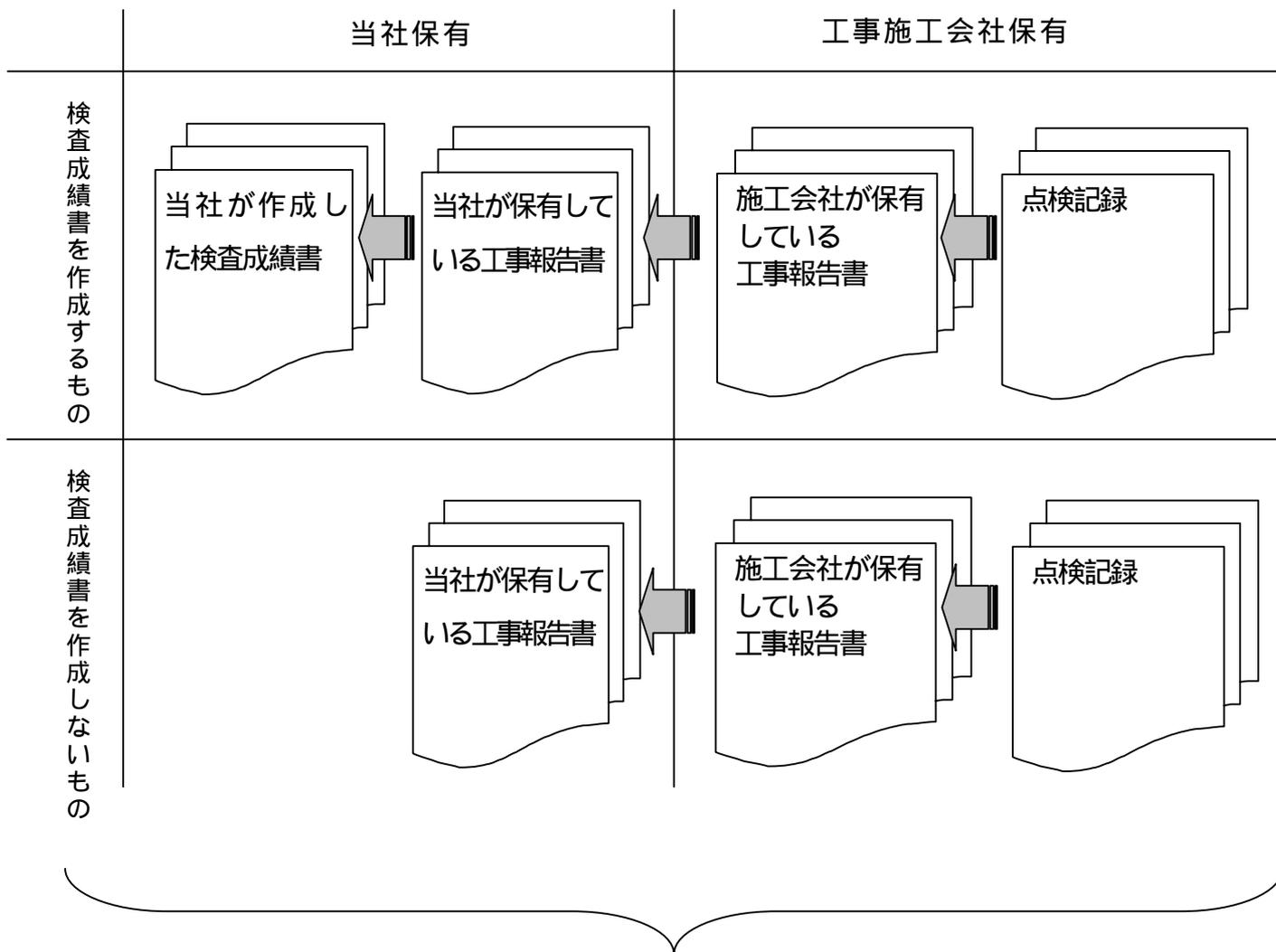
（1）記録類の照合

（2）自主点検作業の適切性確保に関する総点検体制

（3）自主点検作業の適切性確保に関する総点検工程

以 上

記録類の照合



調査範囲

工事施工会社の点検記録については、保有するものについて調査する。

自主点検作業の適切性確保に関する総点検体制

原子力自主点検調査委員会

委員長： 岡田副社長

委員： 高橋副社長，鈴木副社長，
熊谷常務，青木常務，仁志常務

事務局： 考査室，企画部，広報部，総務部

調査チーム

目的： 点検方法の検討および点検の実施

主査： 主席原子力考査役

構成員： 考査室（考査役）

火力部（品質保証担当課長）

原子力部（品質保証担当副部長）

女川原子力発電所（品質保証担当調査役）

注）必要に応じ補強

自主点検作業の適切性確保に関する総点検工程

	平成14年				平成15年			備考
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自主点検作業の適切性確保に関する点検	点検計画策定 9/20 	点検実施		中間報告 ↑			最終報告 ↑	
体制や不正防止策の点検	点検計画策定 		点検実施					
(参考) 主要関係事業者一覧	9/5 提出 作成 							